

穴水町内事業主の皆さまへ



～穴水町シングルペアレント支援「おためし就職支援事業」のご案内～

令和3年度、穴水町は『シングルペアレント（ひとり親）支援事業』を開始しました。

本町の加速する人口減少という大きな課題を少しでも抑制するため、これまで様々な移住定住推進策及び移住者支援を進めてきましたが、全国的にも同様に移住者施策に力を入れている自治体が数多くある状況であり、残念ながら大きな成果に結びついてきませんでした。

そこで町として、町内には子どもを産み育てる若い夫婦が少ないこと、また多子世帯が少なくなっていることなどから、特に幼年人口及び生産年齢人口を増やすことに焦点を当て、大都市等からひとり親家族世帯の移住者を増やすことを狙いとした「シングルペアレント支援事業」に着手しました。

そのためには、移住する上で重要な「仕事」を体験してもらい、併せて町の環境などを見てもらうことを目的に、まずは穴水町にある事業所で「おためし就職」していただき、その間は本町での暮らしをより現実に近い状態で体験し、暮らしのイメージをつかんだ上で安心して移住していただきたいと考えています。

町内事業所の皆さま、ぜひ主旨にご賛同いただき、おためし就職インターン受入れにご協力ください！

【事業概要】

正社員として従業員を雇用する目的で、公共職業安定所（ハローワーク）において求人をしている町内事業所が、「穴水町シングルペアレント支援事業」の主旨に賛同し、シングルペアレントの雇用を目的として「おためし就職支援事業」を、最長3ヶ月までの期間に体験希望者を受入れるもの。

【事業の流れ】

- ①受入れを希望する事業所は、「シングル限定おためし就職支援事業所登録書（様式第1号）」に、ハローワークが発行した求人票の写しを添えて、町担当課に提出する。
↓
- ②体験を希望するシングルペアレントが現れた場合、町担当者が受入れ事業所を選定し、当該事業所に連絡する。
↓
- ③受入れを決めた事業所は、体験希望者と町担当者との3者面談し、インターン日程等について決定。
↓
- ④決まった日程に従い、体験希望者を受入れ、実際の労働を体験させる。
↓
- ⑤受入れ期間終了後、速やかに「就業体験実施報告書（様式第6号）」を町担当課に提出する。

【支援内容】

- ・本事業の実施に係る交通費及び報酬については、穴水町が体験希望者に対し支給する。
- ・本事業実施のため、体験希望者の都市部から本町までにかかる交通費は穴水町が負担する（上限10万円）。

【注意事項】

シングルペアレントという事情を鑑み、勤務体系や雇用形態、休日等に特に配慮する事業所の参加を希望します。また、体験は原則として平日9:00～16:00の範囲において途中1時間の休憩を除き、6時間程度の就業とします。詳細については、お気軽にお問合せください。

<事務担当>

穴水町観光交流課 シングル支援担当

電話 0768-52-3671 FAX 52-2079